

ほんべつ No.4 平成16年8月発行

農業委員会だより

編集/発行 本別町農業委員会 01562-2-2141(230)



い気を買ましくのい測なす況營地に的よ局
°軽実・すスわ合、のり事等面・な管るで農
に施賃のテか成地航まがを積形り理農は業
ごす貸でムリに番空し出簡・状、が地、委
利るや、とやよ図写た来单家・個で情パ員
用際基農なすりと真。るに族地別き報ソ会
下は盤地つい見写を北よ引労番のるのコ事
さ、整のて画や真使海うき働・農よ一ン事務
お備賣い面す図 航に出状経 う元に務

スマ
ッ
ス
テ
ム
ピ
ン
グ



農地・地帯別モデル価格決まる！



地帯別モデル価格は事務局まで問い合わせ下さい。

優先順位

効率的な運用を目指すために、地帯別農地を有効利用活用し、公平かつ適応していきますが、実際の売買時にどのようには、農地の売買時価格を定め、農地評価表に基づき減点法で記します。勘案しながら農地価格が決定します。又農地に對する優先順位は左側にあります。1番目が担当していません。2番目で進めています。どちらも同じ結果が出るのです。

農地の地帶別モニル価格きまるー

や農地転用と現況の農地に家を建てたり駐車場等は、農地以外の用途に利用へ永久転用へすります。農地を置場等へも、事前に農業委員会への届出が必要となつります。假設の資材置場など一時的へ短期間であります。時変更も一時転用する場合や、農地改良へ砂利採取等を行ふときも、農業委員会へも、事前に農業委員会への届出が必要となります。なお届出は登記所へも、農地転用後へ永くお願い致しますが、この記が許可指令書がないと、転用後へ登記所へも、農地転用後へ永くお願い致します。

Q
&
A

農地転用って何？

交換分合事業とは、あちこちに分散している農地を区画や形、状態をかえず、所有権などの権利を移転交換して農用地を使いややすくまとめることです。交換分合を行なう際に当事者の同意があれば農用地の規模拡大や縮小も同時に行なうことができます。交換分合は農家2戸以上で5ヘクタール以上あれば農業委員会に実施を請求することができます。

* 優遇措置*

個人で交換して規模の拡大・縮小をするよりずっと簡単にできます。

事業経費に対し国の補助率（50%）と道の補助率（25%）の補助金を受けることができます。

税金の優遇措置として

- 譲渡所得税 ↓ 5千万円まで控除
- 不動産取得税・登録免許税 ↓ 非課税

土地の取得に係る清算金の支払いには制度資金を活用する

詳しくは農業委員会まで

交換分合事業とは？



小作料の改定

農地の標準小作料が改定されました。平成12年4月標準小作料を改定してから4年が経過し農業情勢は変化してきます。農地法に基づき、今回標準小作料を見直すため農業委員会・町農林課・農改普及センター・農協の4者協議を了し、農業委員会総会において議決、公示しました。改定の内容は、下記表のとおりになつております。なお、適用には、モツデル価格と同様の扱いとなります。平成16年7月1日からとし優先順位はモツ

農業者年金制度について

*旧制度
経営者が中心でした。しかし、農家戸数の減少等から加入者に対する受給者数の割合が高まり、受給者等にかかる年金給付について適正化措置が講じられました。

*新制度
旧制度の賦課方式は採用せず、積立方式へ確定拠出型一が採用されており将来年金受給時は積立した金額以上の年金が受給できる優利な制度となつてあります。まだ未加入の方はお早目に手続きして下さい。
金制度のお問い合わせは農民同盟か農業委員会まで。

区分		自然条件
第1地帯	上	10,500 利別川沿いの平地帯であり、沖積土壌のおおむね平坦地で、肥沃で生産力が高い畑作地帯とする。
	中	9,500
	下	7,500 仙美里・勇足・美里別川下流・本別川沿い
第2地帯	上	9,000 中高台段丘地帯であり、火山灰性土壌の生産力をもち、畑作・酪農混合地帯とする。仙美里・勇足
	中	8,000
	下	6,500 ・美里別川上流
第3地帯	上	8,000 高台山麓地帯であり、重粘土火山灰性土壌でおおむね酪農経営を中心とする。仙美里・勇足・美里
	中	7,000 別
	下	5,500



農地法第3条の売買による譲渡所得税優遇措置変更

全道結婚相談研究会に参加して

「**新会は参加して**
グリーンアドバイザー 山下博明

「あなたが変わると地域も変わる 地域が変わればヤングも変わる」講演を聞いて私は大変感銘いたしました。まさにこの題名通りだと思います。まずご両親の意識改革が大事だとおもいます。つぎに後継の方の意識のもち方も考えていただきたいと思います。改革することによつて人生を共に歩むパートナーを求めることが出来ます。そのためには、時間を使しまず、お金を惜しまず、探し求めることと、自分の職業に自身を持つて、彼女に見せる事により、良きパートナーを見つける事ができると思ひます。

平成15年度 農地の移動状況

1. 相対による権利の移動(農地法第3条)

	件数	筆数	面積 (m ²)
売 買	10	30	169,314.00
賃 貸 借	3	5	42,942.00
使 用 貸 借	3	55	600,383.00
贈 与	2	19	200,863.05
地 上 権	2	2	140.05
(計)	19	111	1,013,642.10

2. 農地の転用(農地法第4条)

件数	筆数	面 積 (m ²)
8	10	15,925.00

3 農家以外の農地転用(農地法第5条)

件数	筆数	面 積 (m ²)
6	10	35,992.87

4 調整による権利の移動(基盤強化法)

	件数	筆数	面積 (m ²)
売 買	11	44	412,684.00
賃 貸 借	43	221	2,111,791.00
(計)	54	265	2,524,475.00



あとがき

暑中お見舞い申し上げます。今年は、例年になく気候も農作物も順調に進んでいくと大豊作になるのではなかな？

そんな中、農業委員会も本別町農業発展のために農地パトロールや委員・部会研修と頑張っています。収穫期を迎えるにあたり農作業事故にはくれぐれも注意されたいものであります。

広報委員会 委員長

風小塚佐登
間川林川坂

進清賢逸昇
一一雄

向井征治委員から
佐野政利委員へバ
トンタツチ！

事務局だよ!

4月に人事異動がありました。

☆ お世話になりました。
転出 篠原 弘 (国保病院)

☆ 宜しくお願い致します。
転入 井戸川一美（老人ホーム）